

埼玉県住宅供給公社業務委託等一般競争入札 (事後審査型・電子入札) 執行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、埼玉県住宅供給公社電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により埼玉県住宅供給公社（以下「公社」という。）が発注する建設工事に係る設計・調査・測量等、物品の買入れ、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、建築物の管理に関する業務委託契約（以下「業務等」という。）に係る一般競争入札において、入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式（以下「事後審査型入札」という。）を執行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 事後審査型入札の対象とする業務等は、理事長が指定したもの（以下「対象業務等」という。）とする。

(参加資格)

第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更正手続又は再生手続開始決定がなされ、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (4) 対象業務等に係る埼玉県競争入札参加資格者名簿において、申請業務が対象業務等に対応する業務で登載されている者であること。
- (5) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（以下「入札参加停止要綱」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (7) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第13条第1項第1号に掲げる電子証明書を取得し、電子入札システムを利用するための利用者登録が完了している者であること。

2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、次の各号に定める事項に係る参加資格を定めることができるものとする。

- (1) 業務等を行うための一定の資格
- (2) 一定の資格を有する技術者の数
- (3) 一定基準を満たす業務実績
- (4) 本社、支社、営業所等の所在地
- (5) 当該業務等に配置予定の技術者
- (6) その他理事長が必要と認める事項

(公告内容等の決定)

第4条 対象業務等の執行伺を所掌する室・部長（支所所長）は、入札資格審査委員会（工事請負等業者選定委員会をもってこれに代えることができる。）に諮り、前条に定める参加資格のほか公告の内容等を決定するものとする。

（入札の公告）

第5条 理事長は、入札に参加する者に必要な資格、入札場所及び日時その他入札について必要な事項を公告するものとする。

（公告の方法）

第6条 対象業務等の発注課・支所が様式第1号により、ホームページその他の方法で行うものとする。

（仕様書等）

第7条 入札に参加するために必要となる特記仕様書、業務概要、その他入札金額の見積に必要な図書（以下「仕様書等」という。）は、電子入札システムに掲載するものとする。ただし、電子入札システムによる交付が困難な書類は、郵送等により貸与又は配布（有料若しくは無料）することができるものとする。この場合の貸与又は配布方法は、公告等において明示するものとする。

2 入札参加希望者からの質疑及び回答の要旨は、電子入札システムにより入札参加希望者全員に周知するものとする。

（業務説明）

第8条 業務説明会は、原則として開催しないものとする。

（入札参加）

第9条 入札参加希望者は、電子入札システムにおいて競争参加資格確認申請書を入札の公告で指定する期限までに提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。

2 競争参加資格確認申請書を提出し、電子入札システムにおいて自動発行される競争参加資格確認申請書受付票を確認した者は、入札に参加することができる。

（入札保証金）

第10条 入札参加希望者は、見積金額の百分の五以上の額の入札保証金の納付を行わなければならない。ただし、次の掲げる場合には、その全部又は一部の納付を免除することができる。

（1）入札参加希望者が保険会社との間に公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

（2）国（公団を含む。）又は地方公共団体等（出資法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去2年の間に数回以上すべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

（3）その他前号に準ずる場合であると、理事長が認めるとき。

2 入札保証金は、入札後、様式第5号の請求書に基づき、これを還付するものとする。ただし、落札者の入札保証金は、落札者について納付すべき契約保証金があるときは、これに充当するものとする。

3 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、還付しないものとする。

（入札金額積算内訳書）

第11条 入札参加者から、初度入札時に入札金額積算内訳書（様式第6号）を提出させるものとする。

（入札執行者等）

第12条 入札執行者は、事務局長（支所所長）が指定した者とする。

2 入札執行者は、入札に当たって、他の職員にその執行を補助させることができる。

（入札の執行）

第13条 入札は、あらかじめ指定した日時及び方法に従い、電子入札システムにより執行する。
2 原則、1者入札であっても入札を執行する。ただし、建設工事に係る業務委託（設計・調査及び測量業務委託並びに土木施設維持管理業務委託）については、2単位地域に満たない地域要件を設定した場合での1者入札は執行できない。

（再度入札）

第14条 初度入札において落札候補者がいないときは、電子入札システムにより再度入札を行うものとする。

2 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効の入札をした者及び最低制限価格を設けた場合において最低制限価格の100/110未満の価格の入札をした者は、再度入札に参加することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、再度入札に参加することができる者がいないときは、再度入札を行わないものとする。

4 再度入札は3回までとする。

（不落時の取扱い）

第15条 再度入札によっても、予定価格の100/110の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内の価格の入札がないとき（最低制限価格を設けた場合にあっては入札書比較価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格の100/110以上の価格の入札がないとき）は、日時を改めて公告をして、一般競争入札に付するものとする。ただし、一般競争入札に付することができない場合は、随意契約とすることができる。

2 前項による随意契約は、当該入札参加者の中から希望する者にその旨を告知して行うものとし、希望者から見積書を提出させるものとする。なお、随意契約の相手方とすることができる者は、再度入札に参加した者とする。この場合、再度入札において無効の入札をした者は、随意契約の相手方とすることができない。

（入札の辞退）

第16条 入札の辞退は、埼玉県住宅供給公社電子入札運用基準に基づき、取り扱うものとする。

2 前項により入札を辞退した者について、これを理由として以後の入札参加等について、不利益な取扱いを行わない。

（入札書の書換え等の禁止）

第17条 入札参加者がいったん提出した入札書及び入札金額積算内訳書の書換え、引換え又は撤回はできない。

（入札の取りやめ等）

第18条 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は妨害、不正行為等により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 天災、地変その他やむを得ない事由により入札の執行が困難なときは、その執行を延期し、又は取りやめることができる。

（入札の無効）

第19条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 参加資格審査の結果、入札に参加する資格を満たしていない者がした入札
- (2) 参加資格審査のために室・部長（支所所長）が行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者のした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (4) 電子証明書を不正に使用した者がした入札

- (5) 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- (6) 不備な入札金額積算内訳書を提出した者がした入札
- (7) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (8) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
- (9) 入札後に辞退を申し出て、その申し出が入札執行者に受理された者がした入札
- (10) やむを得ず書面により入札書を提出する入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - イ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - ウ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - エ 2 以上の入札書を提出した者がしたもの、又は 2 以上の者の代理をした者がしたもの
- (11) 前各号に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

(落札候補者の決定)

第20条 入札書比較価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者（最低制限価格を設けた場合にあっては、入札書比較価格の範囲内で、最低制限価格の100/110以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者）を落札候補者とする。

(くじによる落札候補者の決定)

第21条 落札候補者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札候補者を決定する。ただし、総合評価方式を適用した場合は、「埼玉県住宅供給公社建設工事総合評価方式実施要綱」の規定による。

(落札決定の保留)

第22条 落札候補者があるときは、落札候補者の入札参加資格を審査するため、落札決定を保留する。

(参加資格の審査に必要な書類の提出)

第23条 対象業務等の執行伺を所掌する室・部長（支所所長）は、落札候補者に対し、落札候補者決定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

- 2 落札候補者は、参加資格の有無及び契約保証金の取扱いを確認するため、一般競争入札参加資格等確認申請書（様式第11号）に一般競争入札参加資格等確認資料（様式第12号。以下「確認資料」という。）を添えて、室・部長（支所所長）に提出しなければならない。あわせて、その他必要な資料を提出するものとする。
- 3 前項の書類は、第1項の提出を指示した日の翌日から起算して原則として2日（土曜日、日曜日、休日及び年末年始（以下「休日」という。）を除く。）以内に電子メール、ファイル転送サービス、郵便、信書便又は持参により提出しなければならないものとする。
- 4 落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認資料を提出しないとき又は参加資格の審査のために室・部長（支所所長）が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。
- 5 提出された確認資料は、返却しないものとする。

(参加資格の審査)

第24条 室・部長（支所所長）は、入札参加資格要件に基づき、落札候補者が当該要件を満たしているか否かの審査を行う。審査の結果、当該落札候補者が参加資格を満たしていない場合にはその者がした入札を無効とし、あらためて第20条又は第21条の規定に基づき落札候補者を決定し、審査を行う。以下、落札候補者が入札参加資格を満たすことを確認できるまで同様に審査を行うものとする。

- 2 前項の審査は、入札書、入札金額積算内訳書、確認資料等により行うものとする。
- 3 参加資格の審査は前条第3項に規定する確認資料の提出期限の翌日から起算して原則として

3日（休日を含まない。）以内に行わなければならない。ただし、参加資格の審査に疑義が生じた場合はこの限りでない。

- 4 参加資格の審査は、入札参加資格審査結果調書（様式第13号）により取りまとめ、確認資料等とともに保存するものとする。

（落札者の決定）

第25条 室・部長（支所所長）は、前条の審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、電子入札システムにより入札参加者に通知するものとする。

- 2 室・部長（支所所長）は、落札者から課税事業者届出書又は免税事業者届出書を徴収するものとする。

（入札参加資格不適合の通知）

第26条 室・部長（支所所長）は、前条の審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、電子入札システムにより入札参加者に通知するものとする。

- 2 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格を満たさないものとする。

（入札参加資格を満たさないと認めた者に対する理由の説明）

第27条 入札参加資格不適合通知書を受理した者が、入札参加資格を満たさないとされたことに不服があるときは、前条第1項の通知の日の翌日から起算して原則として7日（休日を含まない。）以内に、室・部長（支所所長）に対して入札参加資格を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

- 2 入札参加資格を満たさないとされた者が前項の説明を求めるときは、苦情申出書（様式第16号）を電子メール、ファイル転送サービス、郵便、信書便又は持参により行うものとする。
- 3 室・部長（支所所長）は、第1項の説明を求められたときは、苦情申出書を受理した日の翌日から起算して原則として7日（休日を含まない。）以内に、回答書（様式第17号）により回答するものとする。
- 4 当該苦情の申出は、当該入札の事務の執行を妨げないものとする。

（契約保証金）

第28条 契約保証金の納付及び減免については、埼玉県住宅供給公社会計規程第70条に基づくものとする。

- 2 契約保証金は、契約上の義務の履行後、様式第5号の請求書に基づき、これを還付するものとする。
- 3 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、還付しないものとする。

（契約の確定）

第29条 契約は、埼玉県住宅供給公社と、契約の相手方が契約書に記名押印したときに確定する。

（その他）

第30条 この要領に定めがない事項は、埼玉県住宅供給公社会計規程及び関連諸規程等の例によるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和4年11月10日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

- 2 前項の規定に関わらず、令和５年３月３１日までに公告したものについては、従前の要領による。